



保護者の方へ

～日本スポーツ振興センター災害共済制度の使い方について～

下野市では、26年7月より子ども医療費助成制度の対象が、中学3年生まで拡大され、県内の病院にかかったときの医療費（窓口支払）が無料になりました。
県内の接骨院や整骨院も、「子ども医療費助成制度」の対象となっております。しかし、学校でのケガなどで病院にかかられた場合は、加入していただいている「スポーツ振興センターの災害共済」の給付制度が優先となりますので、こちらの制度をお使いいただければと思います。（その際、必ず学校への報告をお願いいたします。）



<災害共済制度のメリット>

- ※ 学校の災害共済は、窓口支払の金額に医療費総額の1割がプラスされて戻ります。
- ※ 万が一の後遺障害に対する補償もあります。

～学校のケガなどで病院を受診するときは～

- ① 病院や薬局の窓口で、「学校でのケガなので、学校の給付制度を使います。」と伝えていただき、子ども医療費助成制度を提示せず、**窓口でかかった料金（3割負担分）をお支払いください。**
- ② 学校から災害共済用の書類をお渡ししますので、かかった病院や薬局で書類を月末締めで記入していただき、学校まで提出をお願いします。
- ③ センターへの手続きは学校で行います。支給までは2～3ヶ月かかることがありますので、ご了承ください。



<気をつけていただきたい点>

初診から治癒までの医療費の総額が保険点数500点未満（窓口での実際の支払額が1500円未満）の場合は、スポーツ振興センターの**災害共済の対象外**になります。その場合は、子ども医療費助成制度をご利用ください。

※ 給付金の支払いについて…給付金の紛失の防止のため、給付金を現金で持ち帰らずに、学年費等の引き落とし口座に振り込みでお支払いいたします。ご理解、ご協力をどうぞよろしくお願ひします。